2023 年 9 月吉日

お取引様各位

共友リース株式会社

インボイス対応について

平素よりご高配を賜り、誠にありがとうございます。

本年 10 月 1 日より開始予定の「インボイス制度」に関し、弊社が予定する対応等につきまして下記の通りご案内申し上げますので、ご確認ください。

記

1．弊社の課税事業者番号：T3-1800-0103-5520

2．弊社からお送りするインボイス

取引区分	インボイス（適格請求書）
ファイナンスリース	ご請求一覧表　※①
オペレーティングリース	ご請求一覧表　※②
再リース契約	再リース手続き完了通知書 又は ご請求一覧表　※③
割賦販売契約	ご請求一覧表

※①　ファイナンス･リース取引のうち、2023 年 9 月 30 日までにリース開始した契約については、2023 年 10 月 1 日以降にお支払いいただきますリース料に対してインボイスは不要とされています（所得税法などの一部を改正する法律）。

※②　オペレーティングリース取引については、リース開始時期に関係なく、2023 年 10 月 1 日以降にお支払いいただきます全てのリース料に対して、インボイスが必要とされています。そのため、2023 年 9 月 30 日以前のリース開始分につきましても、改めて弊社からインボイスをお送りする場合があります。

また、税法上の取り扱いから一部契約については「請求書」をインボイスとしてお送りする場合があります。

※③　再リース取引については契約更新の方式により、「再リース手続き完了通知書」又は「ご請求一覧表」のいずれかをインボイスとしてお送りいたします。

ご不明点等ございましたら、弊社営業担当者までご連絡ください。

以上

2023年10月1日から消費税の
インボイス制度が始まります

リース取引のインボイス

1 リース料に係る消費税の**仕入税額控除**をする場合、リース会社から交付された**インボイス**が必要です。**ファイナンス・リースはリース開始時に全額の仕入税額控除を行う**ことが原則のため、**リース開始時にインボイスを交付**します。

2 **ファイナンス・リース**（税法上：売買）※1は、**2023年9月30日まで**にリースを開始した場合、**10月1日以降**にお支払いいただくリース料に係る消費税の**仕入税額控除**についても引き続き**インボイスは不要**です※2。

3 **オペレーティング・リース**（税法上：賃貸借）のリース料に係る消費税を**仕入税額控除**する場合、**2023年9月30日以前**にリースを開始した取引についても、**10月1日以降**にお支払いいただくリース料に対して**インボイスが必要**です。

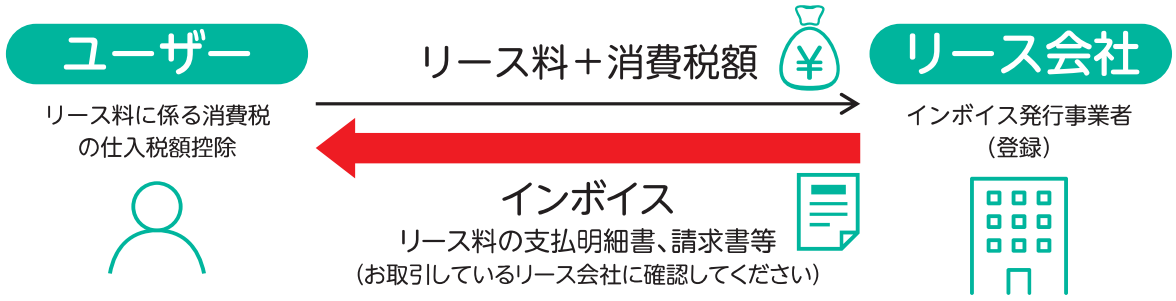

ファイナンス・リースのインボイス

2023年9月30日までにリース開始 → 10月1日以降のリース料に対してもインボイス不要（分割控除でも不要）

2023年10月1日以降　リース開始 → インボイス必要

インボイスの要件としてリース料総額とそれに係る消費税額を記載

※1　次の①と②の要件を満たす取引です（法人税法64条の2）。
①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること、またはこれに準ずるものであること。
②賃借人が、賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

※2　所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則50条２項により、インボイスの交付が不要とされています。

2023年3月
公益社団法人リース事業協会

リースに関する情報は当協会ホームページをご参照ください

■本パンフレットは2023年3月1日現在の法令等に基づき作成しています。
■本パンフレットの著作権は当協会が有します。当協会の会員会社以外の者の無断利用・無断転載を禁止します。